

事 務 連 絡
平成 31 年 2 月 18 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

平成 31（2019）年度における福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いについて
（後日通知分）

障害福祉行政の推進につきましては、日頃からご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記については、平成 31 年 2 月 1 日付け事務連絡「平成 31（2019）年度における福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いについて」において、後日通知としていた内容について、参考として別添通知（案）を送付するとともに、下記変更点等を併せて記載いたしましたので、各都道府県等におかれては、当該内容をご了知の上、貴管内市町村・事業所等に周知をお願いします。

なお、今般の改定に係る関係告示の公布や関係通知の発出については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条の意見公募手続（パブリックコメント）等を経た後に行う予定であることを申し添えます。

記

（1）前回事務連絡からの変更点について

- 別紙 1 の表 2 について
表題「2019 年 4 月から 10 月までの加算率」から「2019 年 4 月から 9 月までの加算率」に訂正
- 別紙 1 の表 3 について
加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までの各加算率について追記
- 別紙様式 2 及び 3 について
2019 年 5 月の新元号への移行に伴い、「平成」を一部削除

(2) 2019年度障害福祉サービス等報酬改定の概要について

平成 31 年 2 月 15 日（金）開催の「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」（第 5 回）にて、これまでの議論を踏まえ、2019 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要が取りまとめられました。具体的な内容については、下記ホームページを御参照ください。

なお、平成 31（2019）年 10 月に施行予定の「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）に基づく新加算「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の届出に係る具体的な様式や時期については、追って通知いたします。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000167016_00010.html